

「5/1“鳥女子TOUR”」参加申込書

FAX：0982-29-2025

(一社) 延岡観光協会 宛

パンフレットに記載の旅行条件書に同意します。

また、旅行手配に必要な範囲での運送・宿泊機関等、保険会社等への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

下記に、参加される代表者の方および同行者様の情報をご記入の上、お申し込み願います。後ほど、入金のご案内、取引条件を説明した書面を送付させていただきます。

ふりがな		性別	年齢	電話番号	
お申込者氏名 (代表者)		男 女		携帯電話	
				FAX	
ふりがな					
ご住所	(〒 -)				
メールアドレス					
緊急連絡先	(氏名)	(続柄)	(電話番号)		
同行者①		性別	年齢	電話番号	
		男 女		(携帯電話)	
ご住所	(〒 -)				
同行者②		性別	年齢	電話番号	
		男 女		(携帯電話)	
ご住所	(〒 -)				
同行者③		性別	年齢	電話番号	
		男 女		(携帯電話)	
ご住所	(〒 -)				

1. 募集型企画旅行

この旅行は、(一社)延岡観光協会(以下「当協会」という。)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)記載の条件のほか、下記条件、最終旅程表および当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。

2. 旅行の申し込み

- お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申込みの際にお申し出ください。可能な範囲で当協会はそれに応じます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段によるお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いいただけます。

3. 契約の成立と契約書面の交付

- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- 当協会は契約の成立後旅行日程、旅行サービスその他旅行条件および当協会の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という。)をお渡します。(当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部とします。)当協会が手配し旅程を管轄する業務を扱う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載します。

4. 確定書面(最終旅程表)の交付

契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、運送機関の名称および便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の15日前までにお支払いください。旅行代金に含まれるもの
●旅行日程に明示した運送機関・料金、宿泊費、食事代および消費税等諸税●添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます
上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません(行程に含まれない交通費等の諸費用および個人的費用は含みません)

6. お客様の交替

- お客様は、当協会の定める申込期限内であらかじめ当協会の承諾を得て、500円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当協会に提出いただきます。
- 契約上の地位の譲渡は、当協会の承諾を得、かつ手数料を当協会が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することとなります。なお、当協会は申込期限・空き状況などによりお客様の交替をお受けできない場合があります。

7. 取消料

(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を当協会にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。申込金のみでまかなえないときは、その差額を申し受けます。なお、解除のお申し出は当協会の営業時間内にお受けします。
(注意)
お客様のご都合で旅行を取消される場合には、下記の金額の取消料をいただきます。
旅行開始日の前日から起算して13日目～8日目に解除された場合一旅行代金の20%相当/7日目～2日目に解除された場合一旅行代金の30%相当/前日に解除された場合一旅行代金の40%相当/旅行開始日当日一旅行代金の50%相当/旅行開始後の取消および無連絡不参加一旅行代金全額

8. 添乗員

- 「添乗員同行」と表示したコースには、添乗員が同行します。
- 「現地添乗員」と表示したコースには、旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。
・旅行目的地の集合場所までおよび解散場所からの行程については添乗員が同行しませんので、お客様が旅行のサービス提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
・添乗員が同行しない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合の手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

9. お客様の責任

- お客様の故意、または過失により当協会が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

10. 特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるかを問わず、標準旅行業約款(募集型企画旅行の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命、または手荷物の上に被った一定の損害について補償金および見舞金を支払います。

11. 旅行条件基準日

2019年4月1日現在の運賃・料金を基準としています。

12. その他

当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

【国内旅行業務取扱管理者について】

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施】

(一社) 延岡観光協会

宮崎県知事登録第2種158号
国内旅行業務取扱管理者 岩本晋長

TEL：0982-29-2155 〒882-0053 宮崎県延岡市幸町2丁目125 ココレッタ延岡2F

FAX：0982-29-2025

営業日：月～金 8:30～17:30 (土日祝休み)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります

